本会議並びに委員会において説明員を指名する際に略称を用いることについて

議長ならびに委員長は会議に際して説明員(執行部)の役職名を呼ぶが、会議の円滑な進行のため、職名が長く指名しづらい者の職名(以下記載分)について略称を用いることが出来ることとするもの。

また、説明員が発言を求める際に自身の役職名を呼ぶ際についても同様とする。ただし、会議録には略称ではなく、正式な職名を記載する。

〇略称を用いるもの

・漢字 10 文字前後で指名しづらいもの

職名	よみがな	略称
地域連携都市政策室長	ちいきれんけいとしせいさく	地域政策室長
	しつちょう	
地域連携都市政策室事業担当主幹	ちいきれんけいとしせいさく	地域政策室
	しつじぎょうたんとうしゅかん	事業主幹
行財政改革推進課長	ぎょうざいせいかいかく	行革課長
	すいしんかちょう	
学校施設整備推進室長 (教育部長)	がっこうしせつせいび	学校整備室長
	すいしんしつちょう	
学校施設整備推進室主幹	がっこうしせつせいび	学校整備主幹
	すいしんしつしゅかん	
選挙管理委員会事務局長	せんきょかんりいいんかい	選管事務局長
	じむきょくちょう	